

香川県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月20日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第10号

香川県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会行政文書管理規則（平成13年香川県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(簿冊の移管又は廃棄)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総括文書管理者は、第1項の規定により文書館に移管する簿冊について、条例第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、<u>香川県警察本部警務部企画課長</u>と協議を行い、知事に意見を提出しなければならない。</p>	<p>(簿冊の移管又は廃棄)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総括文書管理者は、第1項の規定により文書館に移管する簿冊について、条例第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、<u>香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課長</u>と協議を行い、知事に意見を提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。